

文京区アスベスト調査費助成事業

文京区では、区内の民間建築物等の吹付け材等のアスベスト分析調査について、調査費用の一部を助成します。

1 対象の建材（以下「吹付け材等」といいます。）

吹付け材、保温材、断熱材等及び仕上げ塗材で、アスベスト含有が疑われる建材。ただし、スレート板、せっこうボード等の成形板を除く。

2 助成の対象者

- (1) 区内に建築物を所有する個人（個人住民税を滞納していない者）
 - (2) 区内に所在する分譲集合住宅の管理組合
 - (3) 区内に建築物を所有し、区内に主たる事業場がある中小企業者（法人住民税を滞納していない者）
- ※過去に本事業の助成金の交付を受けた者は助成対象になりません。

3 助成の対象経費

以下に該当する建築物の分析調査費に係る費用

- (1) 平成18年9月1日より前に建築された、区内に所在する民間の建築物であること。
- (2) 分析調査は、分析調査講習を受講し、分析調査を行うために必要な知識についての筆記試験及び分析調査を行うために必要な技能についての筆記試験若しくは口述試験による修了考査に合格した者又は当該者と同等以上の知識及び技能を有すると区長が認めた者が行ったものでなければならない。

4 助成内容

建築物等の用途	助成率	助成限度額
戸建て住宅	分析調査費用の1/2	10万円
集合住宅等	分析調査費用の1/2	20万円

※ 千円未満切捨て。消費税相当額は対象に含みません。

5 助成事業の実施期間

交付申請期間：令和8年4月1日(水)から令和9年1月29日(金)まで

申請後、調査完了報告を令和9年2月26日(金)までに、交付請求を令和9年3月12日(金)までに完了していただく必要があります。無理のないスケジュールをご検討ください。

6 助成金交付の申請方法

分析調査前に、所定の申請用紙に記入し、必要書類を添付して窓口（裏面参照）に提出してください。申請用紙は、区ホームページからダウンロードできます。

7 手続の流れ

(1) 事前相談 [申請者]



(2) 「文京区アスベスト調査費助成申請書」(様式第1号)の提出 [申請者]

【添付書類】① 建築物の登記事項証明書

② 法人の登記事項証明書(申請者が法人の場合)

③ 個人住民税又は法人住民税の納税証明書(非課税の場合にあっては、非課税証明書)

④ 建築物の現況図面及び現況写真

⑤ 吹付け材等の現況写真

⑥ 調査見積書(内訳書を含む)・・・税別で見積を依頼してください。

⑦ 共用部分を共有する全員の同意書又は規約等(共用部分の調査を実施する場合)

↓ ※①、②及び③は原本

(4) 助成の交付の可否、通知書発行 [区]



(5) 分析調査の実施 [申請者]



(6) 調査完了後、「文京区アスベスト調査費助成金実績報告書」(様式第6号)により提出 [申請者]

【添付書類】① 調査報告書(分析した者が石綿障害予防規則第3条第6項に基づく分析調査者であることを証する書類を含む)

② 領収書その他支払を証する書類



(7) 審査、交付額の確定 [区]



(8) 「文京区アスベスト調査費助成金交付請求書兼口座振替依頼書」(様式第8号)の提出 [申請者]

【添付書類】口座番号の分かるものの写し(例:通帳の表紙裏コピーなど)



(9) 助成金の振込み [区]

※変更又は取りやめの場合は、区へご相談ください。

8 申請に当たっての注意事項

※区への申請は分析調査実施前です。

※不足書類がある場合は受付できません。ご不明点等は事前にご相談ください。

※申請者＝建築物の所有者＝領収書の名義人＝振込口座名義人である必要があります。

9 添付書類についての注意事項

①建築物の登記事項証明書

- ・管理組合による申請の場合、代表して理事長の部屋番号の登記事項証明書を添付してください。

②法人の登記事項証明書

- ・管理組合法人の場合も添付が必要です。

③個人住民税又は法人住民税の納税証明書（非課税の場合にあつては、非課税証明書）

- ・納期が到来しているにもかかわらず未納がある場合は、受付できません。
- ・管理組合法人の場合、法人住民税の納税証明書を添付してください。
- ・法人化していない管理組合の場合、代表して理事長の個人住民税の納税証明書（非課税の場合にあつては、非課税証明書）を添付してください。

④建築物の現況図面及び現況写真

- ・現況図面は建築物全階の平面図、現況写真は建築物全景を撮影したものを添付してください。

⑤吹付け材等の現況写真

- ・検体採取箇所を撮影してください。

⑥調査見積書（内訳書を含む。）

- ・助成対象建材以外の建材を同時に調査する場合、見積書はまとめたものでかまいませんが、内訳書で助成対象建材のみの分析調査費用が確認できる必要があります。申請前にご相談ください。

⑦共用部分を共有する全員の同意書又は規約等（共用部分の調査を実施する場合）

- ・別の資料で代用できる場合もあります。申請前にご相談ください。

[申請窓口] 文京区 資源環境部 環境政策課 指導担当

電 話：03-5803-1260

所在地：〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号 文京シビックセンター17 階南側

文京区アスベスト調査費助成金交付申請書

文京区長 殿

（申請者）（本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。）

住所	〒 112 - 8555 東京都文京区春日一丁目16番21号
氏名又は名称 及び代表者名	文京 太郎
電話番号	03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

（分譲集合住宅の例）
文京マンション管理組合
理事長 文京太郎

文京区アスベスト調査費助成要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

建築物の所在地	東京都文京区春日一丁目16番21号
建築物の用途・構造	戸建住宅 集合住宅等 木造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 その他（ ）
建築物の建築時期	昭和・平成・西暦 45年 12月 1日
調査予定日	令和〇年 〇月 〇日
調査建材	仕上げ塗材
調査会社	所在地 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇 名称 株式会社〇〇〇〇 電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 担当者名 〇〇
調査費用	110,000 円（消費税抜き）

助成対象建材を記入してください。

分析調査を行う調査機関を記入してください。

助成対象建材の調査費用を記入してください。

本申請の掲載事項について、誤字、脱字等の軽微な訂正については、文京区職員が行うことに同意します。
（本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。）

申請者 文京 太郎